

総務部の「運営方針と目標」(平成22年度)

総務部長 佐藤 好哉
総務部調整担当部長 馬男木 賢一
総務部理事 瀬下 江二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ・市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- ・市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- ・市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- ・災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。
- ・透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報課の6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

職員数

総務部職員 51人

職員比率(正規職員) 総務部 51人 / 市職員 1,026人 職員比率 約5.0%

②予算規模

予算規模

平成22年度総務部予算額

一般会計 14,295,853,000円 (人件費10,411,325,000円を含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 3,884,528,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- ・政策法務能力の充実強化

事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実を図ります。

- ・職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、職員給与制度の見直しを行い、定年退職者の増加に対応しつつ、より優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。また、ワークライフバランスの推進を図るため、完全一斉定時退庁日及び絶対退庁時間の更なる周知・徹底により正職員の超過勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

- ・入札制度の改善

入札制度の透明性・競争性・公正性の向上を図るため、継続的な見直しを行うとともに、公共工事については、品質の確保を目的として、価格と品質で総合的に優れた調達に努めます。

- ・災害時における情報伝達体制の整備

災害等の緊急事態発生時に市民に対し警報を出して防災行動を喚起することを目的として、防災行政無線を通じ地震等の緊急情報を住民に直接伝える全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備します。

- ・広聴・相談機能の充実

平成 21 年度に導入したFAQシステム（よくある質問と回答）について、利用者の利用者満足度、アクセス状況を分析し、内容の充実と運用の改善を図るなど、その適正な運用に努め、広聴・相談機能の充実に努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

- 1 事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組み（防災課）〈「施政方針」掲載事業〉

大地震発生時において応急・復旧業務の迅速な開始と通常業務の継続を図るため、非常時優先業務について、必要資源、業務プロセス、業務遂行のための問題点や解決方法などを示した事業継続計画（BCP）を企画部及び健康福祉部とも連携し策定します。（目標指標：大地震発生時の全部署における非常時優先業務の選定に取り組みます。）

- 2 FAQシステム（よくある質問と回答）の充実（相談・情報課）

平成 21 年度導入したFAQシステムについて、閲覧者からのアクセス状況、利用者満足度を分析し、システムと運用の改良・改善を行うとともに、制度改正や行事など、問い合わせの多い項目について、広報担当と連携し、各課のページの充実に向けて取り組みます。また、操作マニュアルをより詳しく分かりやすいものに整理したうえで、引

き続き職員向け研修会を開催し、職員の作業習熟度の向上を図ります。

(目標指標：アクセス数月 5,000 件台、コンテンツ数 2,000 件、システム内の閲覧者満足度調査で「役に立った」の割合をおおむね 80%以上とします。)

3 各種市民会議、審議会等の活性化（職員課）

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募等の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を引き続き周知・徹底します。また、公募委員については、広く市民の意見を市政に反映するため、無作為抽出方式による公募委員候補者名簿を作成し、この中から公募委員を選任する方式を導入するとともに、審議会等の会議に関する運営方法のマニュアル化を図るなど、各種審議会等の更なる活性化を図ります。

(目標指標：全庁的に基準の周知を行うとともに、公募枠設置可能な審議会等における公募枠設置比率 100%、女性委員比率約 40%を目指します(行政委員会等を除く。)。また、無作為抽出により公募委員候補者名簿を作成し、公募委員を選任する方式を導入するとともに、審議会等の会議に関する運営方法のマニュアルを作成します。)

4 戦略的視点に立った職員定数の見直し・適正配置（職員課）

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進します。また、より優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。

(目標指標：職員定数見直しのヒアリングを実施し、適正な職員定数を設定するとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員の適正配置を行います。)

5 職員給与制度の見直し（職員課）

官品格差を踏まえた給与改定を行うとともに、国・東京都に準じて、引き続き給与構造改革の一環として給料水準の見直しに取り組みます。また、給与支給の適正化を推進するため、各種手当の見直しの検討を行うとともに、現業職給料表の給料水準の見直しを進めます。

(目標指標：東京都に準拠した給与改定を行うとともに、国・東京都に準じて、引き続き給与構造改革の一環として給料水準の見直しに取り組みます。)

6 ワークライフバランスの推進（時間外勤務の縮減等）（職員課）

各課ヒアリングにより業務の効率化に向けた取り組みと時間外勤務時間縮減の目標設定と自主管理を進めるとともに、時間外勤務の事前申請と「完全一斉定時退庁日」及び「絶対退庁時間」の遵守を徹底します。また、月 60 時間を超えた時間外勤務の抑制を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進することにより、ワークライフバランスを推進します。

(目標指標：時間外勤務時間数を、特殊要因を除き 100,000 時間とします。)

7 職員のメンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進（職員課）

職員が健康で職務に従事できるように、メンタル面では、メンタルヘルスチェックを未受診職員に対して実施するとともに、ストレス度が高かった職員への的確なフォローを行います。また、身体面では、定期健康診断で要医療となった職員に対し、産業医と連携して積極的に医療機関等の受診勧奨を行うとともに、35 歳の節目の健診を受けた職員に対しては、主治医の有無にかかわらず保健指導を行うなど、健康管理体制の充実

に努めます。

(目標指針：メンタルヘルスチェックを未受診の職員が 50%以上受診するように努めるとともに、定期健康診断で要医療 (D判定) の職員の未受診者の割合が引き続き 40%以下となることを目指します。)

8 防災関係機関連携訓練 (防災課) <「施政方針」掲載事業>

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市と防災関係機関との連絡方法の確認、連携活動の強化及び市災害対策本部各班業務内容の確認を行うなど、市と防災関係機関との連携強化を図り、市の災害対応力向上を目標に訓練を実施します。

(目標指標：①災害対策班 22 班すべての応急・復旧活動を踏まえた訓練の実施、②防災関係機関 26 団体の参加を検討します。)

9 総合評価一般競争入札の一部実施 (契約管理課)

公共工事の入札に総合評価方式による入札を一部実施することにより、価格と品質の両面で総合的に優れた公共調達の実現に努めます。

(目標指標：総合評価方式による入札を一部実施し、入札結果の検証とそれを踏まえた評価項目、配点基準等の見直しを検討します。)

10 指定管理者の評価の公表・検証 (政策法務課)

平成 20 年 10 月に定めた「三鷹市指定管理者制度運用の基本方針」に基づき、平成 21 年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会による年度評価を実施し、平成 22 年 9 月頃までに年度評価の結果を公表します。また、指定管理者の評価が、公の施設の管理経費の節減と利用者満足度の向上等に資するよう実施状況の検証を行い、評価制度のさらなる改善に取り組みます。

(目標指標：評価結果を公表するとともに、指定管理者が管理する公の施設の特性に応じた効果的かつ効率的な評価サイクルの確立に取り組みます。)